

第 21 回御嵩町農業委員会会議録	
1、招集年月日	令和 7 年 4 月 3 日
2、招集場所	御嵩町役場 2 階 第 1 委員会室
3、開会	午前 9 時 00 分
4、会議に付された件名	
議第 67 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
議第 68 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
議第 69 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について
議第 70 号	農用地利用集積等促進計画案に対する意見について
報第 24 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
5、事務局	事務局 長 大久保嘉博 事務局次長 伊藤博之 書記 宮内一成
6、会議録署名者	2 番 田中 幹三郎 委員 3 番 加藤 洋子 委員
7、欠席委員	
会 長	ただ今の出席委員は、農業委員 14 名、農地利用最適化推進委員 4 名で定足数に達していますので、これより第 21 回御嵩町農業委員会を開会します。 会議録署名者に、2 番 田中 幹三郎 委員、3 番 加藤 洋子 委員を指名します。 それでは議題 67 号農地法第 4 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。
事務局	2 ページをご覧ください。議第 67 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、別表のとおり農地法第 4 条第 1 項の規定により申請があったので、委員会の意見を求めるものとする。3 ページをご覧ください。 (議案書 3 ページ朗読) 別添資料は 1 ページから 4 ページをご覧ください。以上です。
会 長	事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。

14 番 奥村 俊雄委員	1 号事案について 14 番 奥村 俊雄 委員 説明願います。 14 番奥村です。1 号事案の説明をします。 事務局が朗読した部分については、説明を省略させていただきます。資料の 4－1 をご覧ください。 申請地の場所は、御嵩町上之郷小学校から南東へ 500m 程のところ です。 申請者は相続により申請地を取得しましたが、取得時より個人住宅及び物置小屋が建っていました。 長きにわたり適正な手続きができていなかったため、始末書を添えて申請します。 利用期間は、許可日から永久。 新たな工事は行わないため費用は発生しません。 申請地及び一体利用地の東側及び西側は道路、北側及び南側は宅地です。 雨水は南側既設水路へ、給排水は公共上下水道へ接続します。 隣地との境界はコンクリート敷及び石積みのため土砂の流出は有りません。 万一問題が生じた場合は、申請人において対処するとのことです。 許可申請書、委任状、土地の登記記録全部事項証明書、土地台帳附属地図、現況図、誓約書、始末書を確認しました。 転用によって生ずる付近の土地の概要については、3 月 19 日事前説明、3 月 27 日現地確認により行いました。 以上から 1 号事案の申請内容に問題はないと思います。皆さんの審議をお願いします。
会 長	質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	申請地の農地区分につきましては、住宅地が連担していることから、第 3 種農地に位置付けられます。以上です。
会 長	採決に入ります。1 号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、1 号事案は適当と認め進達します。 次に議題 68 号農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。
事務局	4 ページをご覧ください。議第 68 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、別表のとおり農地法第 4 条第 1 項の規定により申請があったので、委員会の意見を求めるものとする。5 ページをご覧ください。

会 長	(議案書 5 ページ朗読) 別添資料は 5 ページから 10 ページをご覧ください。以上です。 事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。 1 号事案について 1 番 水野 宏治 委員 説明願います
1 番 水野 宏治 委員	農地法 5 条規定による許可申請 1 号事案について、1 番水野が説明します。 事務局による説明内容については、省略します。 申請地は、比衣公民館の東北約 500m の地点です。 転用の目的、権利を設定または移転しようとする理由の詳細。 用途は自宅への進入路及び庭。 譲受人は、申請地と隣接する北側土地を譲渡人より借りており、○番○には借地上ですが自宅が建っています。また、申請地の一部は進入路として以前より利用しています。譲受人は、現在借りている 2 筆について譲渡人に購入の意思を伝えたところ譲渡の承諾をいただき合意しました。 今回、長年借りていた土地を購入することと、一部宅地化していた土地の是正のための申請を行います。 期間は許可日より永年です。 転用により生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害防除施設の機要東側・町道南側は宅地（住宅）、西側は田（○番、譲受人所有）北側は宅地（○-○） 雨水は自然浸透で処理、汚水は発生しません。万一、周辺に被害を及ぼした場合は申請者の責任にて対応、解決いたします。 添付類は、土地利用計画図、預金通帳写し、転用資金にかかる確約、始末書、誓約書、委任状、住民票。 一体利用地○番○は宅地 166.66 m² 事前説明は 3 月 20 日に大口行政士より現地にて説明を受けました。 現地確認は 3 月 27 日に大口事務所立ち合いにて実施しました。 以上で説明を終わります。皆さんの審議、討議のほどよろしく願います。
会 長	質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	申請地の農地区分につきましては、住宅地が連担していることから、第 3 種農地に位置付けられます。以上です。
会 長	採決に入ります。1 号事案について、適当と認める方は挙手願います。

10 番 加納 恒明委員	挙手全員であります。よって、1号事案は適当と認め進達します。 次に2号事案について10番 加納 恒明 委員 説明願います。 10番加納です。2号事案の説明をいたします。 事務局から朗読された事については、省略いたします。資料の8ページから10ページまでをご覧ください。 申請地の場所は、21号バイパス上恵土本郷東交点より南に約50mの所です。 転用の目的は宅地分譲3区画です。 権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細、護受人は不動産業を営んでおり、当初の計画は事務所及び自宅敷地として利用するつもりでしたが、家族の希望で別の場所に住み替えることになり、契約済の申請地の予定を変更せざるを得なくなり、資金的にも採算的にも苦しいため3区画の分譲することにしました。 事業の操業期間又は利用期間は許可日から永年です。 資金調達についての計画は、全て自己資金の計画です。 転用することによって生ずる付近の土地の概要は、北側は道路、東側は農地、南側は集合住宅、西側は水路及び住宅となっています。 雨水は北側の道路側溝を利用する。汚水は下水道へ接続する。周囲にはコンクリートブロックを設置し土砂等の流出のないようにする。万一の場合は自己責任で解決する。 添付書類は全部事項証明書、土地利用画図、不動産売買契約書、誓約書、残高証明書、可児土地改良区意見書、分筆計画図、宅地建物取引業者免許証、委任状について確認しました。 3月17日事前説明、3月27日現地確認を行いました。 以上のことから2号事案の申請内容について私は問題が無いと思いますが、皆様の審議をお願いします。
会 長	質疑に入ります。質問はありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であるため、第3種農地に位置付けられます。以上です。
会 長	採決に入ります。2号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、2号事案は適当と認め進達します。 次に議第69号 農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について。を議題とします。事務局より朗読願います。

事務局	6 ページをご覧ください。議第 69 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について、別表のとおり農地法第 3 条第 1 項の規定により申請があったので、委員会の許可を求めるものとする。7 ページをご覧ください。 (議案書 7 ページ朗読) 別添資料は 11 ページから 18 ページをご覧ください。以上です。
会 長	事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。1 号事案について、13 番 中川 洋二委員 説明願います。
13 番 中川洋二 委員	13 番 中川です。1 号事案について説明します。 事務局より説明のありました事項につきましては省略します。資料 3-1 11 頁～14 頁をご覧ください。 申請地は国道 21 号顔戸橋交差点より東に 200m 程のところ。現況は田。 権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細は、譲渡人は現在まで農業に携わることがなく耕作をする事が出来ない。 譲受人は、借地ではあるものの 20 年ほどの耕作実績があり譲り受けることとした。 譲受人の農地利用状況は借地での耕作面積 569 m²、農業経験 20 年。 農機具の保有状況は管理機 2 台・草刈り機 1 台・軽トラック 1 台。 添付書類は申請書・位置図・現況案内図・登記簿全部事項証明書・通作図・住民票・営農計画書・誓約書・を確認しました。 3 月 19 日に譲渡人立ち合いで事前説明、3 月 21 日に籠橋推進委員と現地確認をしました、譲受人が 85 歳と高齢な点で心配はあるものの、娘さんへは確認され承諾済み及び管理も引き続きされとのことなので、第 1 号事案に問題はないと思います。皆さんの審議をよろしくお願いします
会 長	続いて、籠橋 良平 推進委員に伺います。現地の状況など気になる点などありましたら説明願います
籠橋 良平 推進委員	はい、中地区の籠橋です。25 日に中川委員と現地確認へ行ってきました。現地は適正に管理をしていましたので問題ないと思います。以上です。
会 長	質疑に入ります。質問はありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	特にありません。

会 長	採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、1号事案は可決しました。 次に第2号事案について1番 水野 宏治 委員 説明願います。
1 番 水野 宏治委員	1 番水野です。 権利を設定または移転しようとする契約内容。権利設定期間は許可あり次第所有権の移転。引渡し時期はR7年4月30日、期間は永年。 移転等の理由、譲受人は○番○で譲受人の母親が主体で本人と耕作をしている譲渡人は同地にて耕作する予定がないため、売却することとした。 ○番○の西側は譲受人の所有地であり、一体で管理耕作が効率的である。登記簿、現況とも田判断、譲り受けを決めた。 譲受人は岐阜市に在住しているが、当該農地の耕作、作業従事については、土日曜日をメインに有給取得を年間20日予定しており、またFLEX勤務のため就業時間の自由度もあり、耕作・作業に支障はないと考える。 営農計画書、誓約書、委任状の添付を確認しました。 鍵谷推進委員と現地確認をしましたが、きれいに管理されており問題が無いと思いますが、皆様の審議をお願いします。
会 長	続いて、鍵谷 道隆 推進委員に伺います。現地の状況など気になる点などありましたら説明願います。
鍵谷 道隆 推進委員	伏見地区の鍵谷です。3月20日に地区担当の水野委員と現地確認を確認しました。 きれいに管理されていました。現在管理されている方が譲受けるとの事ですので、よろしいかと思えます。営農条件に問題ないと思えます。以上です。
会 長	質疑に入ります。質問はありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか
事務局次長	特にありません。
会 長	採決に入ります。2号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、2号事案は可決しました。 次に議第70号農用地利用集積等促進計画案に対する意見について。を議題とします。事務局より朗読願います。
事務局	8ページをご覧ください。議第70号農用地利用集積計画の決定について、別表のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19

	条の規定による農用地利用集積等促進計画案について、委員会の意見を求めるものとする 9 ページをご覧ください。 (9 ページ朗読) 別添資料は 19 ページをご覧ください。以上です。
会 長	事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。番号 1 及び番号 2 について日比野 勝伸 推進委員 説明願います。
日比野勝伸推進委員	上之郷地区の日比野です。中間管理事業の現地確認について報告いたします。 先月 22 日に地区担当の山本委員と一緒に現地を確認してきました。資料の番号が前後して申し訳ありませんが、2 番について、以前皆さんに耕作放棄地の解消活動の作業をしていただいた案件です。現在田起こしもされておりますし、畔も新しく作られております。こちらについては、問題ないと思います。 番号 1 番についてですが、先ほどの案件の道路を挟んだ反対側にある田んぼです。草も背丈以上に伸びておりまして、北側 3 分の 1 くらいは水がついており、水はけも悪い感じです。現在畔元周りの草刈は実施されておりました。このままでは作業できませんが、権利を設定する期間が令和 7 年 4 月 30 日からとなつてまして、事務局に確認しましたら、それまでに耕作される〇〇さんが再生をしていただけるという事で、問題ないかと思います。皆さんの審議をよろしく願います。以上です。
会 長	質疑及び意見聴取に入ります。質問や意見はありますか。質疑等がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局	〇〇氏は現在、上之郷地区を中心に約 7.3ha を耕作して主に水稻、大豆の栽培をしています。農作業に従事日数や実績、耕作機械の所有状況についても、トラクター、田植機、コンバイン等営農に必要な農業用機械を所有していることから、中嶋氏が当該申請地において営農を行っていくことについて、事務局としては問題ないと考えます。以上です。
会 長	採決に入ります。番号 1 及び 2 について適当と認める方は挙手願います。手全員であります。よって番号 1 については適当と認め、意見は無しとして回答いたします。 次に報第 24 号について事務局より報告願います
事務局	10 ページをご覧ください。報第 24 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について。 別表のとおり農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について委員会に報告するものとする。11 ページをご覧ください。

会 長 事務局次長 会 長	(議案書 11 ページを朗読) 以上です。 事務局より補足説明はありますか。 特にありません 事務局からの補足説明がないということですので、以上をもって報告とさせていただきます。 これをもって本日の議題は全て終了いたしました。ありがとうございました。
------------------------------------	---

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

令和 年 月 日

会 長

2 番

3 番